

東大阪労働基準監督署発表
令和7年1月9日

東大阪労働基準監督署
電話 06-7713-2025

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(法令で定める資格を有していないにもかかわらず、最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転の業務を行った疑い。)

令和7年1月9日、東大阪労働基準監督署(署長 的場 由美)は、アルミ加工業者を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- (1) トーワ金属株式会社(以下「被疑会社」という。)
本店所在地:大阪府東大阪市南荘町
事業内容:アルミ加工業
- (2) 代表取締役A(以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

労働安全衛生法第61条第2項
同法第120条第1号(罰条)
同法第122条(両罰)
労働安全衛生法施行令第20条第11号
労働安全衛生規則第41条、別表第3

3 事件の概要

令和6年8月7日、被疑者Aは法令で定めるフォークリフトの運転資格がないのに、被疑会社敷地内において、最大荷重1.45トンのフォークリフト運転業務を行ったものである。

4 参考事項

- (1) 令和6年8月7日、被疑者Aが上記フォークリフトを運転して荷を台車に置いた後、当該台車を移動させようとした労働者1名が、荷崩れした荷の下敷きとなり死亡する重大災害が発生している。
- (2) 関連条文は別紙のとおり。

関連条文

○労働安全衛生法

(就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第一項(同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

(罰則)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項(第三十条の三第五項において準用する場合を含む。)、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第六項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の四第一項、第五十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第六十六条の八の二第一項、第六十六条の八の四第一項、第八十七条第六項、第八十八条第一項から第四項まで、第一百一条第一項又は第一百三十一条第一項の規定に違反した者

(両罰規定)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百七条、第一百九条又は第二百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生施行令

(就業制限に係る業務)

第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

十一 最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。)が一トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

○労働安全衛生規則

(就業制限についての資格)

第四十一条 法第六十一条第一項に規定する業務につくことができる者は、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第三

令第二十条第十一号の業務	一 フォークリフト運転技能講習を修了した者
	二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けた者
	三 その他厚生労働大臣が定める者